

西宮市上下水道事業経営会議設置要綱

(設置)

第1条 西宮市上下水道局が運営する水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「局事業」という。）の経営改善を図るため、上下水道事業経営会議（以下「経営会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 経営会議は、局事業の経営改善のための方針及び具体的な方策について協議、検討を行うものとする。

(委員)

第3条 経営会議は、上下水道事業管理者、上下水道局次長、上下水道総括室長、水道工務部長、水道施設部長、下水道部長、上下水道総務課長、経営管理課長及び財務課長を委員として組織する。

(議長及び副議長)

第4条 経営会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長には上下水道事業管理者を、副議長には次長を充てる。
- 3 議長は、経営会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 経営会議の会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、経営会議の会議に第3条に規定する者以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 経営会議の庶務は、上下水道総務課長、経営管理課長及び財務課長が共同で行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、経営会議の運営に関し必要な事項は、議長が経営会議の会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。